

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 第8回

PPP/PFIに関する下水道分野での政府の最新動向

平成29年1月31日

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

＜H29年度予算＞下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費

＜1＞準備事業の支援

コンセッション事業の導入に関心のある地方公共団体に対して以下の支援を実施。

- ・事業スキームの検討
- ・実施方針や募集要項等の作成

＜2＞下水道施設情報の見える化の推進

下水道事業におけるPPP/PFI事業の導入を促進するため、地方公共団体の財務、経営、施設情報の見える化を推進。

＜3＞好事例の横展開

○「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」の開催(平成27年10月～)

- ・コンセッションを含む多様なPPP/PFI手法の導入方策を検討し、情報・ノウハウの共有を図る
- ・浜松市等の先行事例の紹介、民間企業を含めた意見交換の実施



写真 検討会の様子

■参加都市：

いわき市、宇部市、大阪市、大阪狭山市、柏市、かほく市、香美市、河内長野市、黒部市、小松市、高知市、佐野市、塩尻市、須崎市、田原市、多摩市、富山市、奈良市、浜松市、富士市、山元町、三浦市、宇都宮市、熊本市、秋田県、埼玉県、滋賀県（計27自治体）

オブザーバー：宮城県、日本下水道協会、日本下水道事業団、民間資金等活用事業推進機構（計4団体）

参加都市も適宜追加予定

■開催実績：

平成27年10月設置、これまでに7回開催(2ヶ月に1回のペース)

PPP/PFI推進アクションプラン (平成28年5月18日 民間資金等活用事業推進会議決定)

3. 推進のための施策

(1) 実効性のある優先的検討の推進

- ④ 地方公共団体が上下水道の重点分野の **優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを策定**する。(平成28年度末まで)
- ⑤ 下水道及び都市公園の **交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP/PFIの導入検討を一部要件化**する。(平成28年度末まで)

4. 集中取組方針

(2) 重点分野と目標

③ 下水道

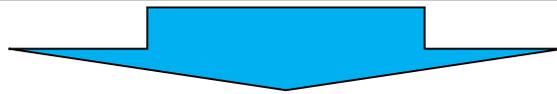
次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

- ・下水道管理者ごとに処理人口の減少や維持更新費の増加等を反映した中長期的な下水道料金の見込みを公表すること等により、下水道事業に関する課題が地域において共有されるよう、国において積極的に関与する。(平成28年度から)
- ・下水道にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、下水道事業の長期的な健全性を確保することにとって有効な方策であることを国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。(平成28年度から)
- ・全てを料金収入で賄うのではなく、一定の公費負担を前提とする下水道事業に地方公共団体がコンセッション事業を円滑に導入できるよう分かりやすい導入モデル等を示すなどの支援等を講じる。(平成28年度から)
- ・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市及び大阪市に対し、技術的な助言を実施する。(平成28年度から)
- ・**「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を引き続き開催し、先行事例の横展開と案件形成を図る。**(平成28年度から)
- ・**モデル都市の下水道事業におけるPPP/PFI事業の導入に向けた検討・調査を支援する。**(平成28年度から)
- ・下水道事業の具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。(平成28年度末まで)
- ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度から)

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」 (平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議 決定)

- 次の事項について、人口20万人以上の地方公共団体に要請
 - ①公共施設等の整備等(新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む)の方針を検討する場合に、従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入が適切かどうか検討すること(優先的検討の実施)
 - ②地域の実情を踏まえ、指針に基づき、管理する公共施設等の優先的検討のために、次の3要件に合致した手続、基準等を定めること(優先的検討規程の策定)
 - ア 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
 - イ 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
 - ウ イの結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること
 - ③定めた優先的検討規程を的確に運用すること



「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」 (国交省下水道部)

- ガイドライン(案)の位置付け
 - 具体的な公共施設である下水道事業を対象に、その実情を踏まえ、事業管理者である地方公共団体が、PPP/PFI手法導入のための優先的検討規程を作成する際に資する考え方をまとめたもの

下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン

(1) 優先的検討の開始時期

- ・施設の運営方針を見直す必要が生じた時
- ・施設の整備や改築更新等の検討を行う必要が生じた時
- ・既往の委託契約の更新検討時など

(2) 優先的検討の対象とする事業

次の①及び②に該当する公共施設整備事業

①民間の資金、経営能力等の活用効果が期待できる事業

- ・下水汚泥有効利用施設等に関する事業
- ・利用料金の徴収を行う下水道施設整備等事業

②事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ・事業費の総額が10億円以上(設置、改築を含むもの)
- ・単年度の事業費が1億円以上(維持、修繕等を行うもの)

(3) 適切なPPP/PFI手法の選択

- ・事業の期間、特性、規模等により、手法の絞り込む
- ・先行事例や既出の導入ガイドライン、手引き等を参考

(4) 採用手法の導入に係る検討

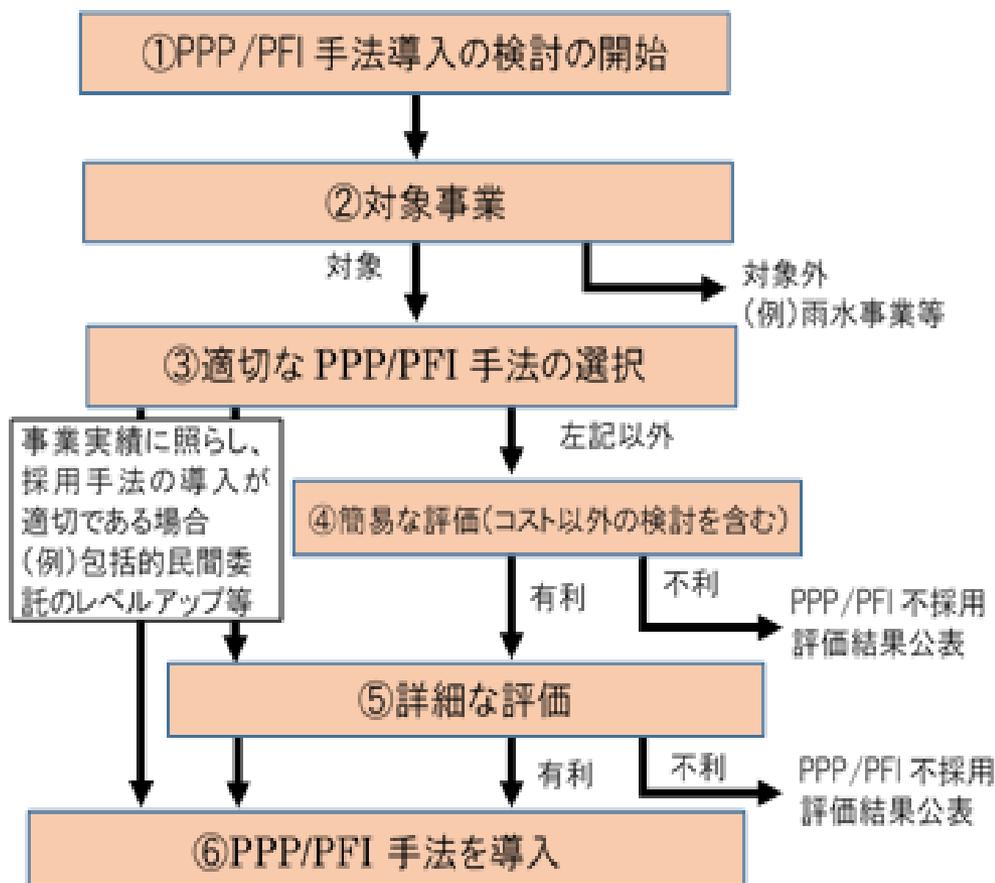
①簡易な検討

- ・専門的な外部コンサルタントに委託せずに検討
- ・従来型手法と採用手法を導入した場合の費用等を比較
- ・費用の比較が困難な場合は、その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価できる方法で価可能。

②詳細な検討

- ・専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で詳細な費用の比較を行い採用手法の導入の適否を評価する。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要



(5) 評価結果の公表

PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、透明性の確保、また、説明責任を果たすため、インターネット上で導入の適否の判断について公表する。

下水道事業におけるPPP/PFIの推進

下水道事業について、執行体制の脆弱化と老朽化施設の増大が進行している中、今後、サービス水準を持続的に確保していくため、施設の集約化・広域化等を進めながら、PPP/PFIの導入を抜本的に拡大していくことが重要

○財政制度等審議会 答申(平成28年11月17日)

「既設施設への包括的民間委託の導入はもとより、一定規模の地方公共団体について、施設の改築に際してコンセッションの検討を財政支援の要件とするとともに、汚泥有効利用施設の新設にあたってはPFI等の導入を原則とするなど抜本的な対策を行うべき。」

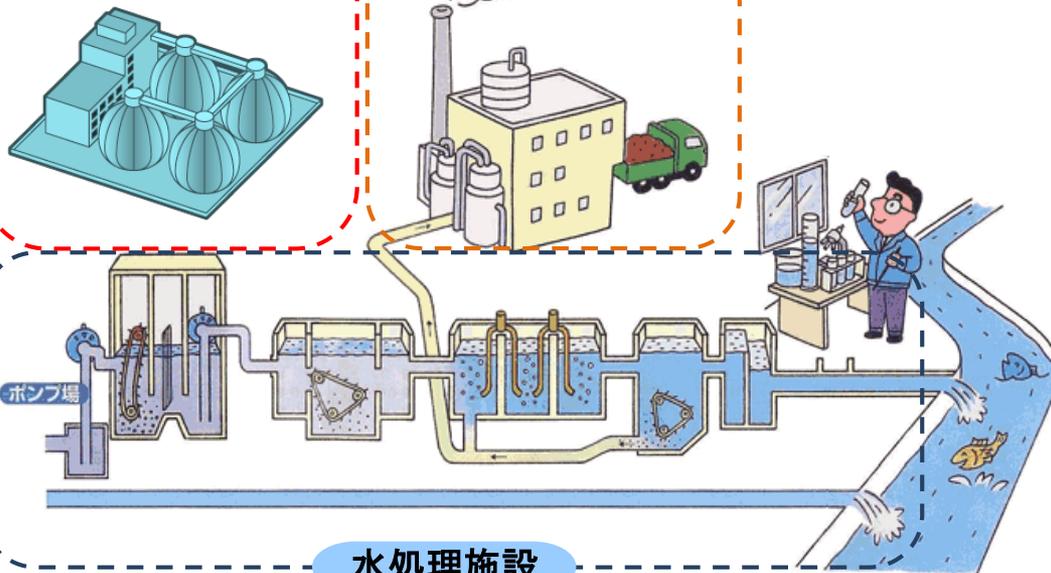
※1 汚泥有効利用施設 (約100施設)

PFI事業 : 11件
DBO事業※2: 23件

※1: 汚泥燃料化施設、消化ガス発電施設等
※2: DBOは、PFIのように民間が資金調達を行わず、設計・建設・管理・運営を民間が行い、地方公共団体が対価を支払うもの。

汚泥処理施設

水処理施設



平成29年度からの取組

《コンセッション・広域化の推進》

○下水処理場等の改築への支援(社会資本整備総合交付金)にあたり、当該処理場の統廃合及びコンセッションの検討を要件化

(コンセッションについては、人口20万人以上の地方自治体で、事業費が10億円以上の場合)

※具体的検討を実施中の4市(浜松市、大阪市、奈良市、三浦市)に加え、本年12月には、山口県宇部市と高知県須崎市が具体的検討を開始。

○PFI等を活用した広域化の計画策定に対する支援を新たに導入

《汚泥有効利用施設への導入》

○汚泥有効利用施設の新設への支援(社会資本整備総合交付金)にあたって、PFI等の導入を原則化(人口20万人以上の地方自治体で、事業費が10億円以上の場合)

○PFI等を活用した汚泥有効利用の計画策定に対する支援を新たに導入。